

令和5年6月20日

第36回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第36回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月20日(火)午後3時～午後3時45分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員(10人)

会長 1番 成田 嘉孝

委員 2番 薄 正喜 3番 小畑 修一 4番 鈴木 寿夫 5番 鈴木 清介 6番 五十嵐 尚

7番 鈴木 富也 8番 波多野 健悟 9番 五十嵐 智子 10番 齋藤 恵子

坂下地区 渡部 淳 若宮地区 渡部 敦 金上地区 木村 行男 広瀬地区 二瓶 義典

川西地区 永山 廣隆 八幡地区 手代木 学 高寺地区 渡辺 清栄

4 欠席委員(0人)

5 遅刻委員(0人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第138号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第139号 現況確認証明について

議案第140号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

（議長）

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は7名です。それでは、第36回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について、事務局より経過報告をお願いいたします。

（事務局）

前回審議した結果について経過報告をいたします。

まず、議案第133号の農地法第3条、議案第134号の農地法第4条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に議案第135号の農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、5月22日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸付者、借受者に送付済みです。

次に議案第136号の現況確認証明については、申請者に証明書を交付済みです。

以上、報告いたします。

（議長）

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、5番 鈴木委員、6番 五十嵐委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第36回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第39号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

(議長)

日程第3 報告第39号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

(議長)

1号案件から14号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件は2号案件の借受者の両者ともに合意解約するものであり、今後は相対での賃貸借契約となります。2号案件の残りの筆については、賃借人が公社との契約を合意解約し、本日の議案第140号で提案します、新たな借受者に再転貸するものです。

3号案件は賃借人が公社との契約を合意解約し、本日の議案第140号で提案します、新たな借受者である法人に再転貸するものです。

4号案件、5号案件については、賃貸人、賃借人の双方が合意解約し、本日の議案第137号で提案しますが、両者で所有権移転するものです。

6号案件、7号案件については、賃貸人、賃借人の双方が合意解約するものです。

8号案件から14号案件については、賃借人が公社との契約を合意解約し、本日の議案第140号で提案します、新たな借受者に再転貸するものです。

(議長)

1号案件から14号案件については、報告のとおり受理いたしましたのでご承知おき願います。

議案第137号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第137号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

1号案件から5号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件は、もともと中間管理事業と通して賃貸借契約をしていましたが、この度、賃貸借契約を合意解約し、所有権移転することとなったものです。

2号案件は、譲渡人が県外在住で管理も難しいことから、申請地の近辺を営農している親戚関係にある譲受人へ所有権移転するものです。

3号案件は、譲渡人は高齢となり管理が難しくなったことから、申請地周辺を営農している譲受人へと所有権移転するものです。

4号案件は、譲渡人が高齢であり申請地も自宅から遠く、管理が難しい状況にあり、これまで相対で借りていた申請地近くに住む親戚関係にある譲受人に無償譲渡するものです。

5号案件は、譲渡人が町外在住で管理も難しいことから、親戚関係にある譲受人に無償譲渡するものです。譲受人は今後取得する畑では、かぼちゃ、ネギ、ジャガイモ等を作付けする予定です。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外在住のため事務局に確認を依頼し、譲受人に対しては6月12日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。

4番 鈴木委員の退場を命じます。

(鈴木委員退場)

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可相当と認め、許可することに決しました。
4番 鈴木委員の入場を認めます。

(鈴木委員入場)

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 二瓶推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外在住のため事務局に確認を依頼し、譲受人に対しては6月15日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は許可相当と認め、許可することに決しました。

(議長)

3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(5番 鈴木委員)

3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に6月19日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に6月14日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、4号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 手代木推進委員)

5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に6月18日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、5号案件は許可相当と認め、許可することに決しました。

議案第138号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第138号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

利用権設定1号案件から7号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号は公社が坂下地区、八幡地区の田25,185㎡、八幡地区の畑24,814㎡を借入れ、2号の八幡地区の法人へ集積します。

3号から7号までが関連があり、3号は公社が若宮地区の田33,231㎡を借入れ、4号も公社が若宮地区の田273㎡を借入れ、5号も公社が若宮地区の田214㎡を借入れ、6号も公社が若宮地区の田152㎡を借入れ、3号から6号までを併せて7号の認定農業者である法人へ集積します。

(議長)

1号案件から2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(9番 五十嵐委員)

1号案件から2号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手双方に6月19日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件から2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件から2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

3号案件から7号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(2番 薄委員)

3号案件から7号案件について調査の結果を報告します。3号案件から6号案件の貸手に対して6月17日に電話にて、7号案件の借手に対して同日の17日に訪問にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件から7号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件から7号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件から7号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

議案第139号「現況確認証明について」

(議長)

議案第139号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

申請人、土地の所在、地目、面積については議案書のとおりです。当農地は耕作条件が不利であることから20年以上耕作することが出来ず、現在は山林及び原野化が進み、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。

(議長)

1号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(5番 鈴木委員)

1号案件について、調査の結果を報告します。6月14日に事務局と共に現地確認を行い、山林及び原野化が進んでおり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。以上報告し、皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件については、非農地であると認め、証明することに決しました。

議案第140号「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について」

(議長)

議案第140号「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。

(事務局朗読・説明)

この案件は、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。

本案件は 本日報告第39号で公社との契約を合意解約した農地について、新たな借受者に再転貸するものです。借受者については、農業経営状況についても問題はございません。なお、契約期間は前契約の残期間となります。

(議長)

質疑採決に入ります。本案件について、ご質問ご意見はございませんか。

(5 番 鈴木委員)

5 番から 9 番の畑の場所はどこですか。

(事務局)

国道 49 号線を西会津方面に向かい、坂本のトンネルを抜けた右側にある一体となった農地です。

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって本案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第 36 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会長

署名委員

署名委員